平成２８年（フ）第２３１号
福井市高木中央２丁目1516番地２
債務者　織田　尚樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
福井県勝山市昭和町２丁目４番39号
債務者　笹村　敦子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
福井県敦賀市道口23号19番地　岡山町２丁目ツインパーク101
債務者　原　　宣夫
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１６０２号
名古屋市中区大須１丁目６番64号　市営大須荘1301号
債務者　松岡　照美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６３号
名古屋市昭和区桜山町２丁目48番地の１　ジュネコキアージュ桜山802号、従前の住所愛知県一宮市野口１丁目12番22―704号　藤和シティホームズ一宮野口
債務者　馬場　利明
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８９号
兵庫県尼崎市西難波町５丁目５番20―201号、前住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目216番地の１　Ａ―105
債務者　中塚　　葵（旧姓荒上）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７号
高知県四万十市中村一条通５丁目６番２号、旧住所高知県宿毛市大島15番12―３号
債務者　中山　香子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３０号
熊本県玉名市天水町小天6930番地　メゾネットフェリーチェＤ棟
債務者　前田　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１０７号
松江市古志原７丁目１番２号　コーポコシバラ２号棟102号室
債務者　藤田　広子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７８号
熊本県宇城市不知火町松合2898番地
債務者　西田　一明
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１２号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番16―103号　新都心銘苅市営住宅１棟
債務者　中塚　正夫
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１８０号
神奈川県横須賀市本町２丁目21番地　神野アパート201
債務者　佐々木園美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６９６号
名古屋市千種区星ケ丘２丁目15番地の１　ライオンズマンション星ケ丘302号
債務者　桑田　三起（旧姓尾方）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２０号
愛知県津島市中野町37番地１　ウイングコート201号
債務者　野下　浩司
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８２号
静岡市清水区有東坂２丁目322番地の３３―201
債務者　西下　久枝
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０２号
静岡市清水区蒲原小金416番地　レオパレスＳＱＵＡＲＥ107号
債務者　秋山　恵子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部